

労務通信

2015.10月号

企業における「人材不足」の現状と対策

◆「インバウンド消費」と「マイナンバー」

景気は緩やかに回復していると言われており、一部では景気の良い話もあるようです。有効求人倍率が年々少しずつではありますが上昇しており、8月に解禁された採用活動も活発になるなど、企業の人材確保に影響を与えています。

帝国データバンクが発表した「人手不足に対する企業の動向調査」（2015年7月実施）では、企業の36.2%で正社員が不足、非正社員については24.5%が不足と回答しています。

最近では、日本への外国人観光客の増加による「インバウンド消費」や、マイナンバー制度対応によるIT関係特需などから、小売業や情報サービス業などで特に人材不足感が強いようです。また、放送や飲食店で不足感が高いようです。



◆「オワハラ」の実態

新規学卒者に関する採用選考の開始時期が後ろ倒しに変更されたことにより、「オワハラ」（就活終われハラスメント）等の問題も指摘されているところです。企業としては早期に人材確保をしたいため、内定や内々定を出した求職者に対してオワハラをしてしまうようですが、法的に問題となる可能性があるのに加え、行為を受けた学生のネット上での発言が拡散すると企業イメージに大きな傷が付いてしまい、翌年からの採用に影響を与えるでしょう。

なお、今年の内定辞退率（8月1日時点。リクルートキャリア調べ）は44.2%と、昨年の採用活動解禁日（4月1日）の24.1%に比べて大幅に増加し、“売り手市場”を裏付けています。

◆日本は人材不足の周期に

少子化や人口減少に伴い、日本の労働人口は大幅に減少すると予測されています。現在の人材不足も、景気の回復というよりは大きな流れとして労働力の供給が減少する局面に入ったことが大きな要因です。また、その減少が大幅なものとなると見込まれているということです。減少幅は、2030年までに最大で約900万人弱、2060年までには3,000万人弱となるとの見方もあります。

◆大きな経営課題

人材不足は将来的にも確実に大きな課題となってくると見込まれますので、企業の努力だけでは対応できない面もありますが、経営の方向性も含め、人材の確保策を今から考えていく必要があります。



マイナンバーの取得・管理・保管について、当事務所がサポートいたします。

法改正情報

◆最低賃金が改定されました(広島県の時間額は769円に)。

全都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました。改定額の全国加重平均額は798円で、昨年度から18円の引上げとなりました。答申された改定額は都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までに順次発効される予定です。なお、広島県の最低賃金は10月1日より時間額769円となりますので、ご注意ください。

◎平成27年度地域別最低賃金時間額答申状況

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11201250-Roudouki-junkyoku-Roudoujoukenseisakuka/0000095385.pdf>

◆女性活躍推進法が成立しました(従業員301人以上の事業主は義務化)。

企業や自治体などに女性の登用を促すための「女性活躍推進法」(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)が8月28日に成立し、従業員301人以上を雇用する企業と国や自治体などは、2016年4月1日までに、(1)女性の活躍状況の把握・課題分析、(2)行動計画の策定・届出、(3)ホームページ等での情報公表が義務付けられました。

2025年度までの10年間の時限立法で、取組状況が優良な企業については厚生労働大臣の認定を受けることができます。計画策定のための具体的な方法は、省令等で10月中旬にまとめられる予定です。なお、300人以下の中小企業については「努力義務」となっています。

◎女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

事務所よりひとこと

◆いよいよマイナンバーの通知カードが発送されます！！

マイナンバーの認知度は徐々に高まってきつつあるようですが、企業の取り組み状況にはばらつきがみられます。とはいえ、「個人番号」の通知は10月5日以降始まります。企業として従業員のマイナンバーをどのように取得し、保管、廃棄までを行うか、まだ決めておられない場合は、企業規模(従業員数)やマイナンバー関連業務に携わる担当者の数、かけることができる手間や費用等に応じて、方法を決定する必要があります。方法としては、

- ① 取得から廃棄までをすべて「クラウド・システム等」で行う
- ② 取得は「紙」で行い、それ以降は「クラウド・システム等」で行う
- ③ 取得から廃棄までをすべて「紙」で行う

などがあります。

来年1月からは、各種届出用紙に個人番号の記載が必要となります。社内体制を万全に整えたうえで、制度スタートを迎えたいものですね。

